

佐賀県におけるGAP推進方針

平成 29 年 7 月 24 日

佐賀県GAP推進協議会

1 趣旨

近年、消費者の食の安全・安心に関する関心が高まっており、農産物を生産する産地では、消費者の信頼確保に向けた取組が大変重要になってきている。また、地球温暖化等による環境保全への取組や労働安全への意識が高まるなど、これら課題への対応についても求められている。

こうしたことから、農薬や肥料の適正使用や農場管理、農業従事者の衛生管理など、生産段階における生産工程を管理する手法としてGAPの取組が重要となってきた。

このような中、国では、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を公表し、一定水準以上のGAPの普及・拡大をはじめ、輸出環境の整備を図るためにGLOBALG.A.P等の国際水準GAPの認証取得を推進されている。

本県においては、これまで農業者が取り組みやすいよう取組手順や点検項目を簡素化し、県独自のチェックシートを盛り込んだ「佐賀県産農産物におけるGAPの導入マニュアル」を策定し、生産部会の各種研修等を活用し、その普及・拡大を図ってきたところである。

一方、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の食材調達基準が示され、GLOBALG.A.P.又はJGAP Advance、もしくは国のガイドラインに準拠したGAPの取組を行い、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けることが食材調達の要件とされたところである。

こうした動きを受け、県では、これまで取り組んできた基礎的なGAPを、国のガイドラインに準拠したGAPにレベルアップできるようにマニュアルを改定するとともに、本県においてGAPの取組が、生産現場に広く浸透するよう、農業者、関係団体等と連携して一層の普及拡大を図ることとする。

2 基本方針

国のガイドラインに準拠した「佐賀県産農産物におけるGAP（農業生産工程管理）の導入マニュアル」に基づくGAP（以下、「県版GAP」という。）を農業者等が取り組む基本的なGAPとして位置付けるほか、輸出を含めた取引相手の求めに応じ、GLOBALG.A.P.やJGAP等の国際水準GAPの認証取得も視野に入れながら、県産農産物におけるGAPの取組の普及拡大や定着化を進めることにより、より一層の安全性の確保による産地の信頼性の向上とイメージアップを目指すものとする。

3 集中推進期間

平成29年度からオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される平成32年度までを第1期としてGAP取組の集中推進期間と位置づける。

4 推進事項

GAPの普及拡大を図るため、県や農業団体、市町が連携、協力して、以下の取組を推進することとする。

(1) 生産組織や農業者等への普及啓発

GAPの意義や具体的な取組方法に関する啓発資料の配布や説明会の開催等を通じて、生産組織や農業者等への普及啓発に努める。

また、GAPの取組について、県や農業団体のホームページ等を通じて消費者等に情報発信を行い、理解の促進や信頼性の向上に努める。

(2) 指導者の育成

民間組織による指導者向けの研修受講を推進することにより、GAP指導員を育成し、県内におけるGAP推進体制を強化する。

また、併せて、生産組織の代表者等を対象とした指導者研修会等を開催する。

(3) 農業者等に対するGAPの取組支援

県版GAPについての研修やGAPに関する情報を提供するなど、GAPに取り組む生産組織を支援する。

また、輸出を含めた取引相手の求めに応じGLOBALG.A.P等の国際水準GAPを目指す生産組織等に対しては、早期の認証取得が可能となるよう、JGAP指導員資格を有する職員等による専門的な指導、助言等の支援を行う。

(4) オリンピック・パラリンピック東京大会への県産農産物の食材提供に向けた重点取組産地の選定

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会への県産食材の提供を実現するため、生産組織の中から重点取組産地を選定し、強力に技術支援等を行う。

(5) 第三者認証機関の設置検討

オリンピック・パラリンピック東京大会の食材調達基準を満たすとともに、各生産組織で取り組むGAPの付加価値を高めるため、第三者認証機関設置に向けた検討を行う。

5 推進体制

4の推進事項を効果的に推進するため、以下のとおり推進体制を構築する。

(1) 県段階

県版GAPの普及・定着を図るため、県と農業団体等で構成する「佐賀県GAP推進協議会」(事務局：県農林水産部園芸課)を設置する。

なお、県の推進協議会においては、以下に掲げる事項等について協議する。

- ・本県におけるGAP推進計画の検討

- ・普及啓発資料の作成や農業者の理解醸成を図るため研修会の検討
- ・指導者育成のための研修会等（県全体研修会の開催含む）の検討
- ・オリンピック・パラリンピック東京大会への県産農産物の食材提供に向けた産地の検討
- ・第三者認証機関設置検討

（２）地区段階

地区の実情に即した県版GAP等の普及・定着を図るため、県の現地機関や市町、農業団体等で構成する「地区推進協議会」（事務局：各地区農業改良普及センター）を設置する。

なお、地区の推進協議会においては、以下に掲げる事項等について協議する。

- ・生産組織や農業者への普及啓発、生産組織等での研修会等の検討
- ・早期に県版GAPの取組を实践させるための重点取組産地の選定や積極的な支援の検討
- ・国際水準GAPを目指す産地等に対する支援検討

6 推進目標

項 目	現 状（H28年度）	第1期目標 （H32年度）
GAP指導者の育成 ¹⁾	2人	60人
県版GAPの取組産地数 ²⁾	16産地	70産地
国際水準GAPの取組産地数 ³⁾	11産地	20産地
オリパラ東京大会への食材提供産地数 ⁴⁾	0	5

（参考）目標数値の考え方

- 1) 県農業改良普及員等の約100人の約1/3の36人、JA営農指導員（耕種、野菜、果樹）の約200人の約1割の24人
- 2) H27年3月末時点で全95産地のうち、県GAPへの取組が16産地、JAGAPへの取組が51産地あることから、全ての産地が改定した県版GAPに取り組むようになることを想定（今後、産地調査の結果により目標設定が変更の場合もある。）
- 3) 現在の佐賀県内での国際水準GAPの認証状況の実情や取組意向を考慮して、現状の2倍程度の増を想定
- 4) たまねぎ、アスパラガス、ハウスみかん、なし、米を目標として想定

附則 本方針は、必要な時期に適宜見直すこととする。